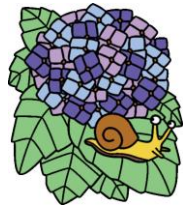




安全就業だより



公益社団法人 水戸市シルバー人材センター

令和4年6月1日発行

令和3年度・4年度 安全・適正就業スローガン

『これくらい 心の油断が 事故招く』

〈優秀作品〉 会員番号：4922 井坂 文夫 会員

令和3年度事故発生状況について

令和3年度は8月末頃まで無事故でしたが、8月30日から12月9日までの約3か月間に事故が7件集中発生してしまいました。特に植木剪定作業が4件と、半数以上になっております。

件数だけ見ると、平成30年度25件、令和元年度10件、令和2年度14件に比べ、今年度は7件と大幅に減少していますが、事故発生ゼロに近づきたいものです。

種類	発生日	年齢	性別	就業内容		事故内容
傷害	9月26日	74	男	就業中	公園管理	公園の遊具の下を除草作業中、頭を上げた際、右前頭部をぶつけてしまい、切ってしまったもの
損害賠償	8月30日	66	男	就業中	刈払作業	刈払い作業中、石を撥ねてしまい、近くを走行していた車のフロントガラスを傷つけたもの
	10月16日	80	男	就業中	植木剪定	剪定で使用する脚立を移動させた際、脚立を向かいのお宅のフェンスにぶつけてしまい、破損させてしまったもの
	10月28日	77	男	就業中	家事支援	窓ガラスを水洗いするため移動させた際、台にするビールケースにぶつけてしまい、破損させてしまったもの
	12月9日	82	男	就業中	植木剪定	剪定で使用する脚立を移動させた際、脚立を隣のお宅の雨樋にぶつけてしまい、破損させてしまったもの
保険対象外	9月28日	74	男	就業中	植木剪定	バリカンで剪定中、蜂が飛んできたので避けようとした際、誤って電灯の電線を切断してしまったもの
	10月18日	77	男	就業中	植木剪定	バリカンを地面に置いた際、誤って作動させてしまい自分のケーブルを切断、ショートを起こし、発注者宅のブレーカーを落としてしまったもの



令和4年度安全就業の目標について



シルバー人材センターでは、全員が安全に就業を行うために「安全就業基準」を定めています。

「安全就業基準」は、シルバー人材センターで作業する全員が事故発生防止と安全作業を推進するために定めているものです。

令和4年度においては、事故発生0件を目標に、以下に示す11項目について再認識していただき、安全就業に努めてください。

- ① 作業は、安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
- ② 器具類は、使用する前に必ず点検をすること。
- ③ 服装・履物は、作業に合った動きやすいものとする。
- ④ 作業前には軽い柔軟体操をして、体をほぐすこと。
- ⑤ 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- ⑥ 現場作業では、常に整理整頓を心がけること。
- ⑦ 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- ⑧ 帰宅するまでは仕事のうち。交通事故には気を付けること。
- ⑨ 健康には常に注意をし、健康な状態で就業すること。
- ⑩ 仕事の前日は、十分な睡眠をとるよう心がけること。
- ⑪ 酒気を帯びての就業は、絶対にしないこと。



以上のことを実践し、本年は無事故で就業しましょう。

安全・適正就業強化月間について

日頃、会員の皆様には、常に基本を守り、仕事に励んでいることと思います。

シルバー人材センターでは、国が実施する「全国安全週間」に合わせ、7月は「安全・適正就業強化月間」と定め、事故のない明るい明日に向けて、「事故発生ゼロ」を目指し、下記に示す取り組みを実行していきます。



- ① 万が一に事故が発生した場合には、安全・適正就業委員会を開き、どんなときに、どんな気持ちのときに、なぜ事故が起きたかを分析し、更なる事故が起きないように、安全就業だよりなどを活用することで、会員同士で情報を共有し、仕事に対しての安全意識の高揚を図ります。
- ② 安全パトロールを実施して、実際に仕事をしている所での安全面、危険な場所等を確認し、会員からの聞き取りを含めて、「事故ゼロ」の実現のために、良いところ、悪いところを会員に改めて再認識していただけるようにお知らせします。

上記の事柄を意識し、傷害、物損事故ゼロを目指して、日頃から安全就業に対する意識を再認識して、楽しく仕事ができるように、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



不適正就業は絶対やめましょう！



今年1月に発行しました「安全就業だより」で注意喚起したばかりですが、5月発行の「かわら版」でお知らせしましたように、残念ながら植木剪定作業で不適正就業が発生しました。

本件に関して一会員から強い憤りの意見表明がありましたので、ご紹介します。

“かわら版で適正就業に反する事案が再度発生したとの記事を見ました。このような行為は真面目に就業している多くの会員はもとよりシルバーに対する信頼が大きく損なわれます。ましてや1月にも禁止行為として周知されているにもかかわらず、全く同様の事案であることは悪質であり、注意ではなく最低でも就業停止とすべきではないでしょうか。

現金を返金したとありますが、会員の金銭で措置したと理解していいのでしょうか。まさかシルバーの会計で処理したことはないですよね。

今後2度とないよう厳正な措置を願います。剪定作業ということなので、複数で作業に当たったと思いますが、一緒に就業した他会員も同様です。”

熱中症に注意。熱中症を防ぐには！



今年は4月中にもかかわらず、30℃を超える真夏日となった所が何地点かありました。長期予報によりますと、今年の夏も、例年になく暑くなるとの予報が出ています。

昨年は、他のシルバー人材センターで熱中症と思われる症状で亡くなった事例が発生しています。高齢になると暑さを感じにくくなり、体に熱がこもりやすく、汗をかきにくい等の感覚や、調整機能の低下

により体内の水分や塩分のバランスが崩れ、熱中症にかかりやすくなります。これらを予防するためにはこまめに水分を補給することが大切です。

室内作業でも、屋外作業でも、のどの渇きを感じなくてもこまめに水分を補給しましょう。

大量に汗をかいたときは、スポーツドリンクや塩分が入った水、梅干し入りの番茶等で塩分も一緒に採りましょう。特に植木剪定、刈払い、除草、駐車場管理、公園管理等の屋外作業をする方は、万全の対策をしてこの夏を安全に乗り切りましょう。

蜂にご注意を！



蜂が人を刺す危険な時期とは、蜂が活発に飛び回る7月から10月です。しかしながら、近年では地球温暖化の影響で危険時期が早くなっていると思います。

蜂は、無差別に攻撃してくる訳ではありません。巣に接近してくる人に対して警戒のため威嚇してきます。蜂を見たときは、慌てずゆっくり、できるだけ低い姿勢で遠ざかってください。特に、植木剪定、除草に従事している方は、注意してください。

万が一、蜂に刺された場合に備え、虫刺され用の薬を用意したり、蜂用の殺虫剤を用意しておくことも重要です。

作業するときには、危険予知の一環として、就業前に木や草が繁茂している所に蜂が飛んでいないか、蜂の巣がないか等、確認してから作業しましょう。



KYTをやってみよう！

前々号の安全だよりに危険予知訓練(KYT)について記載しました。初めての方の中にはただ読み過ぎた方もおられたことと思います。

KYTを自分のものにしていただくために、KYTのプロセスを自分でよく考えて学んでいただきたいと思い、安全就業だよりの紙面を借りて、皆様と一緒に訓練をしたいと思っています。

KYTのプロセスには、次の4ラウンドがあります。

- 第1ラウンド：現状把握(どんな危険が潜んでいるか)
- 第2ラウンド：本質研究(これが危険のポイントだ)
- 第3ラウンド：対策樹立(あなたならどうする)
- 第4ラウンド：目標設定(私たちはこうする)

今号では植木剪定に係るKYTシートを以下に示しますので、KYTプロセスの第1ラウンドである「どんな危険が潜んでいるか」について、このシートのどこに危険と思われる箇所があるか考えて、危険箇所をいくつか探し出してください。



本シートは、茨城県シルバー人材センタ連合会で行われた平成27年度安全・適正就業推進大会において、水戸市シルバー人材センターの安全・適正就業委員長(当時) 桜井敏雄氏が事例発表に使用したものです。

次号以降に次のラウンドである「これが危険のポイントだ」を記載しますので、それまでに危険箇所を見つけ、メモをしておいてください。



安全・適正就業基準の一部が改正されました

この度、公益社団法人水戸市シルバー人材センター安全・適正就業基準（平成19年4月26日施行）の一部を改正しました。

この基準は、令和4年6月1日から施行されます。今後受講証明書をセンターに提出せずに機械を作業に用いた会員及び防護衣を着用しないで作業した会員は、公益社団法人水戸市シルバー人材センター就業適正化措置要領の規程により処罰の対象となりますので十分注意して下さい。

刈払機・チェーンソーを用いて作業する会員は、速やかに受講証明書をセンターに提出するようにお願いします。

改正内容

第9条の次に次の1条を加える。

（安全衛生教育等）

第9条の2 会員は、次の各号に掲げる機会を作業に用いる場合は、あらかじめ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の規定による教育を受講した事を証明する書類をセンターに提出しなければならない。

（1）刈払機

（2）チェーンソー

2 会員は、前項各号に掲げる機械を用いて作業をする場合は、事故を防止するために必要な防護衣を身につけなければならない。

【参考】 労働安全衛生法抜粋

（安全衛生教育）

第59条 略

2 略

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

就業適正化措置要領抜粋

（定義）

第2条 略

（1）就業時間、仕事の仕方等、就業上のルール等を守らないもの

ア 略

イ 会員の就業規約、仕事上のルール等を守らないもの

（不適正会員に対する措置）

第4条 不適正会員に対しては、その軽重に応じ次に掲げる措置を講じる。

（1）指 導 口頭により適正就業することを求めること。

（2）訓 戒 口頭により厳重に注意し、戒めること。

（3）就業停止 一定期間を定めて就業停止措置を講じることを通告すること。

（4）就業中止 現在の就業を中止する措置を講じることを通告すること。

（5）退会勧告 文書により退会を勧告すること。